



令和6年1月  
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和6年1月29日(月) 午後1時30分開会  
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 17番 齊藤 正人 委員  
議席番号 2番 高橋 政宏 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に  
ついて  
報告第2号 農用地利用配分計画案について



## 別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
出席	1	飛澤 正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
出席	2	高橋 政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
出席	3	高澤 富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢 純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林 俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山 正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林 喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水 勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日 孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原 義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田 浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤 弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田 慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
欠席	14	足立 久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林 嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井 智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤 正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬 公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水 敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永 晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



事務局長	<p>お疲れ様でございます。時間になりましたので、1月の農業委員会総会を始めさせていただきます。それでは会長からご挨拶をよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ご苦労さまです。あらためまして、明けましておめでとうでございます。よろしく願いいたします。雪のない正月で、今年もおかしな天候になるのかと思っていましたら、能登半島地震という大地震が発生して、多くの犠牲者と被害を出したということです。犠牲になられた皆様には心からご冥福を申し上げますとともに、被害に遭われた方の一日も早い復興を願うわけでございます。飯山市の方では、皆さんのお手元に資料がいつているわけですが、きのこ、畜産等に被害が発生したということでございます。JAの皆さん、市役所の皆さん、休みにもかかわらず駆けつけていただき、復興にご協力いただいたということです。あらためて感謝を申し上げます次第でございます。この地震については、農業会議でも義援金を募集するというところで、あとの議題でもあります。またご協力のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。皆さんにお伝えすることは、新年度の農業委員会関係の予算です。12月22日閣議決定され、26日に通常国会が開催となったわけですが、そこへ提出されるということです。機構集積支援事業は27億4800万円で、前年より900万円減です。これは開発機構等の事業、またネットワーク機構等のサポート事業にあてるといふものです。農業委員会の交付金は47億1800万円といふことで、前年と同額です。農地最適化交付金は45億6000万で、前年度より5億4000万円減ったといふことでございませう。前から言っていますとおり、最適化活動の活動費の上乗せといふようなこととありますが、今まではそれぞれの市町村の上乗せ条例がないと支出出来なかつたわけですが、今度は条例がなくても交付できることになつたといふことと、最適化活動の事務費を別に手当してあるので、人件費に入れてはいけないと前回お伝えしたとおりでございます。執行率の予定額が40億6000万円でしたが、10億4000円万の不要予定額がでたといふことで、令和6年度においては前年度より5億円減額したといふこととす。ちなみに長野県については、2億1690万円配分されて予算建てされていゝわけですが、執行額が1億5356万円といふことで70.1パーセントです。77市町村ありますが、取り組みしたのは62といふことだそうす。令和6年度のそれぞれの市町村の要望額が、1億6289万円になつていゝといふことで、61の市町村が予定していゝといふこととありますが、県の方は前年同額の2億1690万円を計上してあるといふことだそうす。これについては、委員報酬の財源となる交付金の配分方法を単価方式に見直しをして、活動量が多いほど高い単価数字になるといふことでございませうので、それぞれお渡ししてある見回り活動等をしっかりやっていゝで、予算措置がされていゝのを有効にいたゞくといふこととす。都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金は、5億2300万円と前年同額でございませう。地域計画策定緊急対策事業は、13億5900万円で前年比5億6000</p>



	<p>万円増ということで、地域計画を策定するための取り組みを支援するという ことで盛り込まれています。以上でございますが、よろしくお願 いいたします。議案の方は慎重にご審議いただくようお願いいた します。</p>
議 長	<p>事務局より経過報告をお願いします・</p> <p style="text-align: center;"><b>【事務局より資料に基づき経過報告】</b></p>
議 長	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>14番 足立久子委員です。</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員 ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号17番 齊藤委員さん、2番 高橋委員さんにお願 いいたします。</p>
議 長	<p>これより、農地議案審議に入ります。 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は2件です。 議案第1号について、受付番号68番から69番は所有権の移転に関 する件になります。 <b>【 所有権移転 受付番号68番～69番 議案書をもとに朗読と説明 】</b> ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。 68番の補足説明をお願いします。</p>
9番	<p>譲受人の〇〇さんは、△△さんの土地を以前から草刈りなどの管理を していましたが、今回売買の話になり買うことにしました。</p>
議 長	<p>69番の補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>お聞きしたいのですが、譲渡人の△△さんの農業者年金には支障 ないのでしょうか。</p>



事務局	手続きはしてあります。売買は可能です。
11番	農業者年金の確認を△△さんに求められました。それから△△さんは、あくまでも耕作してくれるというお話で売買するので、必ず耕作してほしいと言っていました。耕作をしてくれるという約束で売ったのだとしきりに言うておられました。
議長	それでは、先月の総会で、念書をいただくことを条件に許可書を出すということで決めさせてもらいましたが、これと関連がありますので、事務局の方からその状況を報告してください。
事務局	先月の審議の結果で、念書の提出がありましたら許可を出すということになっておりました〇〇さんの案件、それからもう一つ◇◇さんの案件です。どちらにつきましても、それぞれ念書を提出していただいております。念書をいただきましたので、先月審議いただいた2件につきましては、これの提出をもって許可書を出させてもらっています。以上です。
議長	ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
11番	三年三作という言葉はなくなってきていますので、今後はわかりませんが。
12番	三年三作というつもりでみていたんですけど、そうではないんですか。
11番	一般の習慣としては、三年三作はあったんですが、三年三作を表立って言えなくなっているんですよ。
議長	県の基準で三年三作しないと転用許可は出さないということになっていたんです。国の方から、国はそんな決まりはしていないと言われたようです。実質的にはないけど、そういうことを匂わせて耕作してもらおうという事だと思います。
11番	農地を農地として使うというのが趣旨なので、耕作してくれる人にしっかり引き継ぐということで、農業委員もそういう立場でやっていかなければと思います。
議長	もうひとつ言うと、転用は1,000㎡以下という決まりがあり、1,000㎡以上は許可できないということでした。それもなくなりまして、今は必要最小限という基準はありますが、面積のしぼりはなくなり、状況に応じて現場で判断していくことになりました。
11番	少しずつ少しずつ買って転用はできるんですか？



事務局	次々に転用というのは厳しいのではないかと。
議長	現場ではその必要性があるかどうか書いてもらわないと、なんとなく広げていきたいというのは。 他にはありませんか。ないようなので採決に入ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。
	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第1号は原案のとおり決定といたします。
議長	次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	農地法第5条の許可申請は2件。 【受付番号 14番～15番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	ありがとうございました。 14番の補足説明をお願いします。
1番	整備工場の隣になります。以前よりその土地を買いたいと相談を受けていました。農地の所有者がなかなか見つからず話が進んでいませんでした。色々解決して、今回5条で申請することになりました。よろしく願います。
議長	15番の補足説明をお願いします。
4番	譲渡人の△△さんですが、遠隔地に住んでいるために実兄の□□さんが全て関わっていますので、□□さんと〇〇さんと面談しました。積雪のために現地確認はできなかったのですが、雪解けを待って住宅の着工をしたいということです。第1種農地なので問題ないと思います。
議長	ご質問ご意見ございましたらお願いします。
11番	14番の〇〇さんのお話を聞かせて下さい。
18番	〇〇さんがかなり前に購入した農地で、田として使ってなくて、中部土地改良区でも水は無理だということです。台帳上は田になっていますが、荒地になっていました。
議長	他にはありませんか。それでは採決に入ります。



	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
議長	<p>次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 620番～651番          貸借 (経営基盤法) 受付番号 652番          所有権移転 (経営基盤法) 受付番号653番～656番          議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>推進委員の皆さんご意見ありますか。</p> <p>ないようですので採決いたします。議案第3号「農地利用集積計画の決定について」原案通り決定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」          報告第2号「農用地利用配分計画 案 について」          は、報告事項ですのでお読みいただき、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 \_\_\_\_\_ 松永 晋一

17番 \_\_\_\_\_ 齊藤 正人

2番 \_\_\_\_\_ 高橋 政宏